

## 南砺都市計画地区計画の変更（南砺市決定）

都市計画福光駅西地区地区計画を次のように変更する。

### 1. 地区計画の方針

名 称	福光駅西地区地区計画	
位 置	南砺市福光字東町、福光字川原町、福光字本町、福光字西町、福光字若林及び荒木の各一部	
面 積	約 3.1ha	
区域の整備・開発及び保全する方針	地区計画の目標	<p>本地区は J R 城端線福光駅前から西側に位置する商業地である。地区内の荒木町、東町、中央通の各商店街では、商店街を縦断する国道 304 号の拡幅改良に併せ、商店の改築（共同店舗）、更新が進められ、現在、3階建てのスカイラインを基調とする商店街が形成されてきた。</p> <p>一方、近年においては商業環境の変遷に伴い、地域住民に密着したきめ細かなサービスを提供するような商店街の形成が望まれている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、今日まで形成された街並みを基準としつつ、比較的小規模な店舗からある程度の規模を有する店舗までの幅広い商業形態が立地する商店街の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、地域住民に密着した魅力ある商店街として合理的な土地利用を図り、周辺との景観に調和した町並みを誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区内に立地する建築物の意匠、形態については周辺との調和を図るように努める。また、歩行空間には、草花、緑を設け魅力ある商業環境の形成を図る。</p>

## 2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		福光駅西地区
	建築物等に関する事項	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の形態・外観
		看板、屋外広告物等	広告物等は刺激的な色彩又は装飾を用いること等により美観風致をそこなうものは、建築物に表示し、又は設置してはならない。

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

当地区は、昭和 51 年に高度利用地区として指定し、国道 304 号の拡幅改良事業に併せ、商店街近代化事業、市街地再開発事業に取り組み商店の改築を行ってきた。事業完了後は高度利用地区の不都合が生じてきたため、平成 6 年に高度利用地区を廃止し、本地区計画を決定した。

事業完了から 30 年以上経過し、土地の有効利用や建替え需要に対し、地区整備計画による建築物の階数の制限（3 階基調）が支障になってきている。そのため、建築物の階数の制限を撤廃し、土地の有効活用を図るものである。

# 南砺都市計画地区計画 新旧対照表

## 1. 地区計画の方針

		変更前	変更後
名 称		福光駅西地区地区計画	福光駅西地区地区計画
位 置		南砺市福光字東町、福光字川原町、福光字本町、福光字西町、福光字若林及び荒木の各一部	南砺市福光字東町、福光字川原町、福光字本町、福光字西町、福光字若林及び荒木の各一部
面 積		約 3. 1 ha	約 3. 1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は J R 城端線福光駅前から西側に位置する商業地である。地区内の荒木町、東町、中央通の各商店街では、商店街を縦断する国道 304 号の拡幅改良に併せ、商店の改築（共同店舗）、更新が進められ、現在、3階建てのスカイラインを基調とする商店街が形成されてきた。</p> <p>一方、近年においては商業環境の変遷に伴い、地域住民に密着したきめ細かなサービスを提供するような商店街の形成が望まれている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、今日まで形成された街並みを基準としつつ、比較的小規模な店舗からある程度の規模を有する店舗までの幅広い商業形態が立地する商店街の形成を図る。</p>	<p>本地区は J R 城端線福光駅前から西側に位置する商業地である。地区内の荒木町、東町、中央通の各商店街では、商店街を縦断する国道 304 号の拡幅改良に併せ、商店の改築（共同店舗）、更新が進められ、現在、3階建てのスカイラインを基調とする商店街が形成されてきた。</p> <p>一方、近年においては商業環境の変遷に伴い、地域住民に密着したきめ細かなサービスを提供するような商店街の形成が望まれている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、今日まで形成された街並みを基準としつつ、比較的小規模な店舗からある程度の規模を有する店舗までの幅広い商業形態が立地する商店街の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、地域住民に密着した魅力ある商店街として合理的な土地利用を図り、周辺との景観に調和した町並みを誘導する。</p>	<p>本地区は、地域住民に密着した魅力ある商店街として合理的な土地利用を図り、周辺との景観に調和した町並みを誘導する。</p>
	建築物等の整備方針	<p><u>3階建てのスカイラインを保全するため建築物の高さの制限を行う。また、</u>地区内に立地する建築物の意匠、形態については周辺との調和を図るように努める。<u>さらに、</u>歩行空間には、草花、緑を設け魅力ある商業環境の形成を図る。</p>	<p>地区内に立地する建築物の意匠、形態については周辺との調和を図るように努める。<u>また、</u>歩行空間には、草花、緑を設け魅力ある商業環境の形成を図る。</p>

2. 地区整備計画

		変更前	変更後
地区整備計画	地区の名称	福光駅西地区	福光駅西地区
	建築物に関する事項	建築物の階数の制限	建築物の階数は、地階を除き3階を基調とし、周辺との景観に配慮する。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態・外壁は、周辺との調和を図る等華美な色彩を避け落ち着いたものとする。
		看板・屋外広告物等	広告物等は刺激的な色彩又は装飾を用いること等により美観風致をそこなうものは、建築物に表示し、又は設置してはならない。
			建築物の形態・外壁は、周辺との調和を図る等華美な色彩を避け落ち着いたものとする。

「区域は計画図表示のとおり」



# 南砺都市計画地区計画の変更 (南砺市決定) 総括図 (該当部分抜粋)

福光駅西地区地区計画  
面積 A = 約3.1ha

小 矢 部 市

7・5・1  
安屋寺公園





南砺都市計画地区計画 計画図 S=1/2,500

福光駅西地区 地区計画

